

○香芝市市民税減免事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市税条例(昭和32年条例第2号)第51条に規定する市民税の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(個人の市民税の減免)

第2条 個人の市民税の減免に係る対象者、適用基準、減免額及び添付書類は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、納税義務の履行により納税義務の消滅したもの及び過年度分については、減免しない。

(個人の市民税の減免申請等)

第3条 個人の市民税の減免を受けようとする者(以下「個人市民税減免申請者」という。)は、納期限までに市・県民税減免申請書(第1号様式)に別表第1の対象者欄の区分に応じ、それぞれ添付書類欄に掲げるものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、市・県民税減免申請書及び添付書類に不備がある場合は、個人市民税減免申請者に対して補正を求めることができる。この場合において、補正を求めた日から30日以内に不備が整えられ再提出された場合は、当初の減免申請日に減免申請があったものとして取り扱うことができるものとする。

(個人の市民税の減免の決定等)

第4条 市長は、前条の減免申請書を受理した場合は、内容を審査し、減免の可否決定をするものとする。

2 前項の規定により、減免しないことを決定したときは、受理した日から30日以内に理由を付し、個人市民税減免申請者に通知するものとする。

(個人の市民税の減免の取消し)

第5条 市長は、第3条の減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は、減免を取り消すことができる。

(法人の市民税の減免)

第6条 法人(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に定める事業で収益事業を行うものを除く。)の市民税の減免に係る対象者、適用基準、減免額及び添付書類は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、納税義務の履行により納税義務の消滅したもの及び過年度分

については、減免しない。

(法人の市民税の減免申請等)

第7条 法人の市民税の減免を受けようとする者(以下「法人市民税減免申請者」という。)は、納期限までに法人市民税減免申請書(第2号様式)に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、法人市民税減免申請書及び添付書類に不備がある場合は、法人市民税減免申請者に対して補正を求めることができる。この場合において、補正を求めた日から30日以内に不備が整えられ再提出された場合は、当初の減免申請日に減免申請があったものとして取り扱うことができるものとする。

(法人の市民税の減免の決定等)

第8条 市長は、前条の減免申請書を受理した場合は、内容を審査し、減免の可否決定をするものとする。

2 前項の規定により、減免しないことを決定したときは、受理した日から30日以内に理由を付し、法人市民税減免申請者に通知するものとする。

(法人の市民税の減免の取消し)

第9条 市長は、第7条の減免申請書に記載された内容が事実と反する場合は、減免を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の市民税から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(令和3年4月1日・一部改正)

| 対象者 | 適用基準 | 減免額 | 添付書類 |
|----------------------------------|-------------------------|--------------|--------------|
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受ける者 | 生活保護法の規定の適用を受けることとなった場合 | 当該年度納期未到来の全額 | 生活保護受給証明書の写し |

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 勤務先の倒産、事業の廃業又は本人の意思に反した勤務先の都合による解雇によって職を失い、雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定による失業等給付の受給終了後においてなお無職であり、申請時に所得が皆無のため、生活が著しく困難であると認められる者 | 当該納税義務者の前年の合計所得金額が、60万円に控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た額に、130万円を加えた額以下であった場合 | 当該年度納期未到来の所得割額の全額 | 解雇通知書等又は雇用保険受給資格者証明書等の写し及び預貯金等金融資産の金額等を証する書類の写し |
| 長期の疾病又は負傷により就労不可能となり、連続して90日以上の間入院又は自宅療養が必要となり、申請時に所得が皆無のため、生活が著しく困難であると認められる者 | 当該納税義務者の前年の合計所得金額が、60万円に控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た額に、130万円を加えた額以下であった場合 | 当該年度納期未到来の所得割額の全額 | 医師の診断書及び預貯金等金融資産の金額等を証する書類の写し |
| 賦課期日現在において、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第9号に規定する勤労学生である者 | 申請時において、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号イ、ロ又はハのいずれかに該当する場合 | 当該年度納期未到来の全額 | 学生証の写し |
| 災害等により身体又は資産に多大な損害(保険金又は損害賠償金で補てんされたものを除く。)を受けた者 | 災害被害者に対する地方税の減免措置等について(平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知。以下「自治事務次官通知」という。)に準じたときに適用となる場合 | 当該原因の発生日以降1年以内に納期限が到来するもののうち、自治事務次官通知に準じた場合に適用となる額 | り災証明書等 |

別表第2(第6条関係)

| 対象者 | 適用基準 | 減免額 | 添付書類 |
|----------------|-------------|---------|---------|
| 公益社団法人及び公益財団法人 | 収益事業(地方税法施行 | 均等割額の全額 | 定款、貸借対照 |

| | | | |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------|------------------------------------------|
| 人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人 | 令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業をいう。以下同じ。)を行わないもの | | 表、収支計算書その他の減免を受けようとする事由を証明する書類の写し |
| 地方自治法(昭和25年法律第144号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 | 収益事業を行わないもの | 均等割額の全額 | 規約、財産目録、収支計算書その他の減免を受けようとする事由を証明する書類の写し |
| 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人 | 収益事業を行わないもの | 均等割額の全額 | 定款、貸借対照表、収支計算書その他の減免を受けようとする事由を証明する書類の写し |

第1号様式（第3条関係）

| 市・県民税減免申請書 | | |
|---------------------------|-----|---------|
| | | 年 月 日 |
| 香芝市長 | | 様 |
| | | 住 所 |
| | | 申請者 氏 名 |
| | | 電話番号 |
| 下記により市・県民税を減免されたく、申請します。 | | |
| 納税義務者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 年 度 | | 年度 |
| 期 割 | | 第 期分 |
| 税 額 | | 円 |
| 減免を受けようとする事由（詳しく記入して下さい。） | | |

備考

- 1 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
- 2 減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告すること。

第2号様式（第7条関係）

| 法人市民税減免申請書 | |
|--------------------------|--------------------------------|
| 年 月 日 | |
| 香芝市長 | 様 |
| | 所在地 申請者 法人名 代表者名 電話番号 |
| 下記により法人市民税を減免されたく、申請します。 | |
| 納税義務者 | 法人番号 |
| | 所在地 |
| | 法人名 |
| | 代表者名 |
| 算定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 |
| 納期限 | 年 月 日 |
| 税 額 | 円 (内訳：法人税割額0円/均等割額 円) |
| 減免を受けようとする事由 | 香芝市税条例第51条第1項第 号に該当するため |

備考

- 1 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付すること。
- 2 減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告すること。